鎌倉市告示第150号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第１７１条第４項の規定により告示する。

令和８年10月30日

鎌倉市長　松尾　崇

委任の対象となった事務	委任を受けた者
ア　文化事業等に係る入場料 イ　鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ　法第238条の５の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 エ　所管する事務事業に係る雑入 オ　鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち文化課の所掌事務に係るもの	文化課 現金分任出納員　加藤　万理子 現金分任出納員　只野　一道 現金分任出納員　井手元　真優 現金分任出納員　荻野　寛子
ア　法第238条の５の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 イ　所管する事務事業に係る雑入	深沢地域整備課 現金出納員　永井　淳一 現金分任出納員　田中　聡 現金分任出納員　藤本　彩愛 現金分任出納員　遠藤　颯

ア　寄附金の収入 イ　鎌倉市屋外広告物条例（令和３年12月条例第14号）に基づく屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置許可の申請手数料 ウ　所管する事務事業に係る出版物の頒布代金 エ　所管する事務事業に係る雑入	都市景観課 現金分任出納員　多田　彰吾
寄附金の収入	学びみらい課 現金出納員　荒井　俊晴
所管する事務事業に係る出版物の頒布代金	教育センター 現金出納員　仲井間　善之 現金分任出納員　三栗谷　夏香 現金分任出納員　白石　綾
ア　鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等に関する条例（平成27年４月条例第１号）に基づく保育料等並びにこれらの延滞金及び滞納処分費 イ　病後児保育事業の実施に係る病後児保育料 ウ　鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 エ　所管する事務事業に係る雑入	保育・幼稚園課 現金分任出納員　宮﨑　啓介 現金分任出納員　青木　あさ子 現金分任出納員　三ツ石　萌乃 現金分任出納員　柳下　容子 現金分任出納員　谷口　実子 現金分任出納員　川渕　直美 現金分任出納員　坪田　麻理 現金分任出納員　田賀　香織 現金分任出納員　白砂　千里奈